

# 短答式試験問題集 [ 民事系科目 ]

[ 民事系科目 ]

[ 第 1 問 ] ( 配点 : 2 )

意思表示に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

( 解答欄は , [ 1 ] )

1. 隔地者に対する解除の意思表示は、相手方が了知したときにその効力を生ずる。
2. 意思表示の動機の錯誤は、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もしその錯誤がなかったならばその意思表示をしなかったであろうと認められる場合に要素の錯誤となるが、表意者に過失があったときには、表意者は錯誤による無効を主張することができない。
3. 第三者の強迫によって意思表示をした場合、意思表示の相手方が強迫の事実を知っているか、知らなかったことについて過失があった場合に限り、表意者は、強迫を理由としてその意思表示を取り消すことができる。
4. 表示と内心の意思とが異なる意味に解されることを表意者自身が知りながらそのことを告げないで意思表示をした場合、それがたとえ婚姻に関するものであっても、意思表示の相手方を保護するため、その意思表示は無効とならない。
5. 当事者が相談の上で売買契約を偽装した場合、買主の相続人が偽装の事実を知らなかったとしても、売主はこの者に対して意思表示の無効を主張することができる。

[ 第 2 問 ] ( 配点 : 2 )

双方代理又は利益相反行為に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。( 解答欄は , [ 2 ] )

1. 不動産の売買契約に基づく所有権移転登記申請手続について、司法書士が売主及び買主の双方を代理することは、双方代理の禁止に関する規定に違反しない。
2. 共同相続人の一人が他の共同相続人の全部又は一部の者の後見をしている場合、後見人が被後見人全員を代理してする相続の放棄は、後見人自らが相続の放棄をした後にされたときは、後見人と被後見人との間において利益相反行為に当たらない。
3. 親権者が未成年の子を代理して子の所有する不動産を第三者の債務の担保に供する行為は、親権者による利益相反行為に当たる。
4. 未成年の子と親権者である父母の一方に利益相反関係があるときは、利益相反関係のない親権者と家庭裁判所で選任された特別代理人とが共同して子のための代理行為をなすべきである。
5. 親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割の協議をすることは、仮に親権者において数人の子のいずれに対しても衡平を欠く意図がなく、親権者の代理行為の結果、数人の子の間に利害対立が現実化されていなかったとしても、利益相反行為に当たる。

[ 第 3 問 ] ( 配点 : 2 )

A は、B との間で、B 所有の不動産を代金 1 0 0 0 万円で購入する旨の契約を締結した。この事例に関する次のアからエまでの各記述のうち、誤っているものはどれか。( 解答欄は , [ 3 ] )

- ア. A が契約時に未成年であった場合、A が成年に達した後、B が A に対して 1 か月の期間内に A の行為を追認するか否かを確答すべきことを催告し、A がこの期間内に確答を発しなかったときは、A の行為を追認したものとみなされる。
- イ. A が被保佐人であった場合、B が A に対して 1 か月の期間内に A の保佐人 C の追認を得るように催告し、A がこの期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、A の行為を取り消したものとみなされる。
- ウ. A が本人 C を無権代理して契約を締結した場合、B が C に対し、相当の期間を定めて、その

期間内にAの行為を追認するか否かを確答すべきことを催告し、Cがこの期間内に確答をしな  
いときは、追認を拒絶したものとみなされる。

エ. Aが成年被後見人であった場合、BがAの成年後見人Cに対して1か月の期間内にAの行為  
を追認するか否かを確答すべきことを催告し、Cがこの期間内に確答を発しなかったときは、  
Aの行為を取り消したものとみなされる。

1. ア      2. イ      3. ウ      4. エ      5. 誤っているものはない

〔第4問〕(配点：2)

条件及び期限に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを  
組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 4 ])

ア. 「100万円借りるが出世したら返す」という約束をした場合、出世しないことが確定した  
ときには、借主は返還義務を免れる。

イ. 停止条件付売買契約において、条件の成否が確定する前に故意に目的物を毀損した売主は、  
期待権を侵害された買主に対して損害賠償責任を負う。

ウ. 条件が成就することによって利益を受ける当事者が、不正な手段を用いて条件を成就させた  
としても、条件は成就しなかったものとみなされる。

エ. 有償の金銭消費寄託契約においては、当事者の双方が期限の利益を有する。

オ. 現在の配偶者との離婚を条件として他人との間で婚姻の予約をした場合、この条件は無効で  
あるから、無条件で婚姻の予約が行われたものとみなされる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第5問〕(配点：2)

取得時効に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

(解答欄は、[ 5 ])

1. 他人の物を占有することが取得時効の要件であるので、所有権に基づいて不動産を占有して  
いた場合には、取得時効は成立しない。

2. 取得時効が成立するためには、占有が時効期間中継続していることが必要であり、侵奪行為  
によって目的物の占有が失われた場合には、その後、占有回収の訴えによってその占有を回復  
しても、取得時効は中断する。

3. 占有者がその占有開始時に目的物について他人の物であることを知らず、かつ、そのこと  
について過失がなくても、その後、占有継続中に他人の物であることを知った場合には、悪意の  
占有者として時効期間が計算される。

4. 所有権以外の財産権についても時効取得は可能であるが、財産権のうち債権に関しては占有  
を觀念できないので、時効取得することはない。

5. A所有の不動産についてBの取得時効が完成した後、AからCに譲渡がなされCが対抗要件  
を備えたとしても、Bは、その後も引き続き当該不動産の占有を継続し、時効取得に必要な期  
間が経過すれば、新たに当該不動産を時効取得できる。

〔第6問〕(配点：2)

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 6 ])

- ア. 確定期限の定めのある債権の消滅時効は、その期限が到来した時から進行する。
- イ. 不確定期限の定めのある債権の消滅時効は、債務者が期限の到来を知った時から進行する。
- ウ. 債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求することができる時から進行する。
- エ. 割賦払債務について、債務者が割賦金の支払を怠ったときは債権者の請求により直ちに残債務全額を弁済すべき旨の約定がある場合には、債務者が割賦金の支払を怠った時から、残債務全額についての消滅時効が進行する。
- オ. 留置権者が留置物の占有を継続している間であっても、その被担保債権についての消滅時効は進行する。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第7問〕(配点：2)

次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 7 ], [ 8 ] 順不同)

- 1. 判例によれば、建物は、屋根瓦を葺き荒壁を塗り床及び天井を張る等して初めて独立した不動産となる。
- 2. 建物の増築部分は、既存建物の従物である。
- 3. 家具の所有者AがBに賃貸中の当該家具をCに売却した場合、特約がなければ、Cは、直ちにその所有権を取得するから、Bに対する賃料債権も、Cが売買契約時に取得することになる。
- 4. 一筆の土地を贈与する契約において、物権行為の独自性を認める立場では、2つの法律行為が存在することになる。
- 5. 判例によれば、物の売買契約を結ぶ以前の段階において、将来の売買代金債権を売却し、対抗要件を備えることは可能である。

〔第8問〕(配点：3)

相続と登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 9 ])

- ア. 被相続人Aから相続開始前に甲不動産を買い受けたXは、Aの唯一の相続人Bの債権者YがBに代位して甲につきBの相続登記をした上で甲を差し押さえた場合、登記がなくても、甲の所有権取得をYに対抗することができる。
- イ. 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXが、遺産分割によって甲の所有権全部を取得したとしても、Bの債権者YがBに代位して甲につきB及びXの共同相続登記をした上でBの持分を差し押さえた場合、Yは、自己の権利の取得をYに対抗することができない。
- ウ. 被相続人Aから遺贈によって甲不動産の所有権を取得したXは、Aの唯一の相続人Bが甲をYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、遺贈があった事実を知らず所有権取得登記を備える機会がなかったとしても、Yに対し、甲の所有権取得を対抗することができない。
- エ. 被相続人Aから甲不動産をBと共に共同相続したXは、Bが甲を単独相続した旨の登記をした上でYに売却し、Yが所有権移転登記を備えた場合、Yに対し、この所有権移転登記の全部抹消を求めることができる。
- オ. 「甲不動産はXに相続させる」旨の被相続人Aの遺言により、Aの死亡時にXが所有権を取得した甲につき、共同相続人Bの債権者YがBに代位してB及びXの法定相続分により共同相続登記をした上でBの持分を差し押さえた場合、Yは、甲の所有権取得をYに対抗することが

できる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第9問〕(配点：2)

動産物権変動と動産の即時取得に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 10])

1. 動産の譲受人は、占有改定を受けることにより、その所有権の取得を第三者に対抗することができる。
2. 動産の寄託者がこれを譲渡した場合において、寄託者が受寄者に対し以後譲受人のためにその動産を占有することを命じ、譲受人がこれを承諾したときは、譲受人は、その所有権の取得を第三者に対抗することができる。
3. 占有者から動産を譲り受けてその占有を取得した者は、即時取得を主張するために、自己に過失がないことを立証しなければならない。
4. 占有改定により占有を取得した者は、動産の即時取得を主張することができない。
5. 登録を受けている自動車については、動産の即時取得の規定は適用されない。

〔第10問〕(配点：2)

民法の規定にある「本権の訴え」の概念について、次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 11])

- ア. 一般先取特権は、物を占有する権利を含まない物権であるから、それに基づく本権の訴えとして返還請求権を行使することはできない。
- イ. 留置権は、物を占有する権利を含む物権であるから、それに基づく本権の訴えとして返還請求権を行使することができる。
- ウ. 「本権」とは物権であるから、本権の訴えとして賃借権に基づく返還請求権を行使することはできない。
- エ. 地上権者は、本権の訴えとして地上権に基づく返還請求権を行使することができるが、土地の所有者に対し返還請求権を行使することはできない。
- オ. 土地を賃貸して賃借人に引き渡した所有者は、第三者が土地の占有を侵奪した場合において、占有の訴えにより土地の返還を請求することができるほか、本権の訴えとして所有権に基づいても返還を請求することができる。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第11問〕(配点：2)

不動産物権変動に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 12 ])

1. AからB、BからCへ土地が順次売却された後、A B間の売買契約が合意解除された場合、Cは、所有権移転登記を経由していなくても、その所有権の取得をAに対し主張することができる。
2. Aは、Bの詐欺により、その所有する土地をBに売り渡し、所有権移転登記をした場合、Aが売買契約を取り消す意思表示をした後、BがこれをCに転売し登記を経由したとしても、Cは、Aに対し、所有権の取得を対抗することができない。
3. AがBの所有する未登記建物を買い受け、その後その建物についてB名義の所有権保存登記がなされた後、BがCにこれを売却しその旨の登記をした場合、Aは、Cに対しその所有権を取得したことを対抗することができない。
4. Aがその所有する建物をBに賃貸し、Bに引き渡した後、AがCに建物を売り渡した場合、Cがその所有権移転登記を経由しなくとも、Bは、Cからの賃料の支払請求を拒むことができない。
5. A、B及びCが土地を共有している場合、Aからその持分を譲り受けたDは、その持分の取得につき登記を経由しないでB及びCに対抗することができる。

〔第12問〕(配点：2)

民法に定める担保物権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 13 ])

1. 留置権、質権及び抵当権には、いずれも物上代位性が認められている。
2. 留置権、先取特権及び質権は、いずれも、それが担保している債権が譲渡されれば、債権譲受人に移転する。
3. 不動産先取特権、不動産質権及び抵当権の順位は、登記の先後によって決まる。
4. 性質上譲渡できない債権の上に質権を設定する契約をした場合、譲渡できないことについて質権者が善意であるか悪意であるかを問わず、その質権設定契約は無効である。
5. 動産先取特権を有する者は、その目的物が第三者に売却され、引き渡された場合であっても、第三者が、その動産が動産先取特権の目的であることを知っているときは、その動産について先取特権を行使することができる。

〔第13問〕(配点：2)

担保物権の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 14 ])

- ア. 民法上の留置権者は、物に関して生じた債権の全部が弁済されるまでは、その物を留置することができる。
- イ. 雇用関係の先取特権は、定期に支払われる給料を担保するが、使用人が退職する際に支払われるべき退職金を担保しない。
- ウ. 不動産質権は、担保する債権の元本のほか、利息その他の定期金のうち満期となった最後の2年分に限り、それらを担保する。
- エ. 根抵当権でない抵当権は、担保する債権の元本のほか、利息その他の定期金のうち満期となった最後の2年分に限り、それらを担保する。
- オ. 元本の確定した根抵当権は、確定した元本のほか、利息その他の定期金のうち満期となった最後の2年分について、極度額を限度として担保する。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第14問〕(配点：3)

物上代位に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 15 ])

1. 動産売買の先取特権を有する者は、債務者が第三者に先取特権の目的物を売却した場合、その転売代金債権について、物上代位権を行使することができる。
2. 動産売買の先取特権を有する者は、物上代位権行使の目的である債権について、一般債権者が差押えをした後であっても、物上代位権を行使することができる。
3. 抵当権に基づく物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた場合であっても、それより前に抵当権が設定され、第三者に対する対抗要件が備えられていたならば、抵当権者は、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。
4. 抵当権者は、抵当不動産の賃借人を所有者と同視することを相当とする場合を除き、その賃借人が取得する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができない。
5. 抵当権者が、物上代位権を行使して、抵当不動産の賃貸借契約に基づく未払の賃料債権の全額を差し押えた場合、当該不動産の賃借人と賃貸人の間で敷金が授受されていて、かつ、賃貸借契約が終了し、賃借人が不動産を明け渡したとしても、敷金は未払の賃料に充当されない。

〔第15問〕(配点：3)

根抵当権でない抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 16 ])

- ア. 将来発生するかどうか不確実な債権について抵当権の設定登記がなされた場合、抵当権設定者は、被担保債権の不存在を理由として、抵当権者に対して、抵当権設定登記の抹消を求めることができる。
- イ. 金銭消費貸借契約に基づく貸金債権について抵当権の設定登記がなされたが、結局元本が交付されなかった場合、抵当権設定者は、被担保債権の不存在を理由として、抵当権者に対して、抵当権設定登記の抹消を求めることができる。
- ウ. 金銭消費貸借契約に基づく貸金債権について抵当権の設定登記がなされたが、その金銭消費貸借契約が公序良俗に違反するとともに、貸金の交付が不法原因給付に当たる場合、抵当権設定者は、抵当権者に対して、抵当権設定登記の抹消を求めることができる。
- エ. 債務者A所有の不動産上にYが第一順位、Xが第二順位の抵当権の設定を受け、それぞれ設定登記を行った後、AがYに対する被担保債権をいったん弁済し、その後YがAに同額の新たな貸付を行い、抹消されていなかった第一順位の登記を合意の上新たな貸付債権の担保として流用することにした場合、Xは、Yの抵当権設定登記の抹消を求めることができない。
- オ. Xが所有する甲不動産について、Yに対して抵当権を設定して金銭を借り入れるとともに、Aが、XのYに対する借入れ債務を担保するため、Yとの間で連帯保証契約を結んだ場合、Aが借入れ債務を全額弁済したとしても、Xは、Yに対して、抵当権設定登記の抹消を求めることはできない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第16問〕(配点：2)

抵当権の法律関係に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 17 ])

1. 抵当権が設定された建物を、抵当権者に対抗することができない賃貸借に基づいて使用する者は、競売手続開始前から使用していれば、建物の買受人が買い受けた時から6か月を経過するまでは、その建物の買受人への引渡しを猶予される。
2. 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をすれば、その同意をした抵当権者に対抗することができる。
3. 土地に抵当権が設定された当時、その土地に建物が築造されていた場合、その建物の所有者が、その土地を占有するについて抵当権者に対抗することができる権利を有しないとしても、抵当権者は、土地とともに建物を競売することはできない。
4. 抵当権が設定された不動産について、地上権の設定を受けた者は、抵当権消滅請求をすることができない。
5. 被担保債権の債務不履行後に、抵当不動産の所有者が、その後に生じた果実を収受しても、不当利得にはならない。

〔第17問〕(配点：2)

契約上の債務の不履行の場合における当該債務の履行の強制に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 18 ], [ 19 ] 順不同)

1. 履行の強制を求めるとともに、損害賠償を請求できる場合がある。
2. 履行の強制を求めることができず、損害賠償の請求のみできる場合がある。
3. 代替執行が可能なきときは、間接強制を求められない。
4. 履行の強制を求めるとも、損害賠償の請求もできない場合がある。
5. 意思表示を命ずる確定判決の執行は間接強制による。

〔第18問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 20 ])

- ア. 建物賃借人は、賃貸人に代位して、建物の不法占拠者に対し、直接自己に対してその明渡しをなすべきことを請求することができる。
- イ. 抵当権者は、抵当不動産の所有者に対して有する抵当不動産を適切に維持又は保存するよう求める請求権を保全するためであっても、所有者の不法占拠者に対する妨害排除請求権を代位行使することはできない。
- ウ. 債権者代位権は、保存行為に当たる場合を除き、債権者の債権が弁済期にないときは、訴訟を提起して行使しなければならない。
- エ. 債権者代位権の行使は、債務者が自ら権利を行使しない場合に限り許されるから、債務者自らがその権利を行使するに当たり、不十分、不相当であっても、債権者が重ねて債権者代位権を行使することはできない。
- オ. 建物賃借人は、その賃借権を保全するために、建物の賃貸人である借地権者が土地賃貸人に対して有する建物買取請求権を代位行使することができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第19問〕(配点：3)

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 21 ])

ア. 不動産の引渡請求権者は、債務者が目的不動産を第三者に対して贈与し、所有権移転登記をして無資力になった場合は、当該贈与契約を詐害行為として取り消すことができ、当該第三者に対し、直接自己への所有権移転登記を求めることができる。

イ. 共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得る。

ウ. 債務者と受益者との間の不動産売買契約が債権者の債権発生前にされた場合であっても、その所有権移転登記が債権者の債権発生後になされたときは、当該売買契約は、詐害行為取消権行使の対象となり得る。

エ. 離婚に伴う財産分与は詐害行為取消権行使の対象となることはないが、離婚に伴う慰謝料支払の合意は詐害行為取消権行使の対象となることがある。

オ. 不動産が債務者から受益者へ、受益者から転得者へと順次譲渡された場合において、債権者が、債務者の一般財産を回復させるため、受益者を被告として、債務者と受益者との間の譲渡行為を詐害行為として取り消すときは、価格賠償を請求しなければならない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第20問〕(配点：2)

弁済による代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 22 ])

ア. 後順位抵当権者は、先順位抵当権者の被担保債権を代位弁済したときは、債権者に代位して先順位抵当権を取得する。

イ. 債務者が設定した抵当権の目的である不動産の第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。

ウ. 代位弁済者が弁済による代位によって取得した担保権を実行する場合において、その被担保債権は、代位弁済者の債務者に対する求償権である。

エ. 代位弁済をした保証人が原債権を行使してその給付を請求する場合には、保証人は、主たる債務者に対する求償権の成立及びその内容について主張立証することを要しない。

オ. 一つの債権の一部につき代位弁済がされた場合、その債権を被担保債権とする抵当権の実行による競売代金の配当については、代位弁済者は債権者に劣後する。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第21問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 23 ])

ア. 債権の譲渡禁止特約の存在を知ってその債権を譲り受けた者は当該債権を取得し得ないから、その者からの債権譲受人も当該債権を取得し得ない。

イ. 譲渡質入禁止特約のある債権について、質権者がその特約の存在を知らないときは、質権は有効に成立する。

ウ. 債権の譲渡禁止特約の存在を知ってその債権を譲り受けた者だけでなく、同特約の存在を知らないことにつき重大な過失のある譲受人も、譲渡によってその債権を取得し得ない。

エ. 譲渡禁止特約のある債権を差し押えて、その転付命令を得た債権者が、差押え前に同特約の存在を知っていたとしても、転付命令の効力は否定されない。

オ. AのBに対する債権につき譲渡禁止特約が存在することを知って、CがAからその債権を譲り受けた後、Bが承諾をすれば、AC間の債権譲渡は、Bの承諾の時から有効になる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第22問〕(配点：2)

Aは、Bに対し甲動産を売却したが、Bが代金を支払わないので、Aは、その支払を求めて訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 24 ])

ア. Bが、甲動産の引渡しと代金支払との同時履行の抗弁権を行使するためには、Bは、甲動産の引渡しの履行期が到来していること及びAがBに甲動産を引き渡していないことを主張しなければならない。

イ. Bの同時履行の抗弁は、BがAに対し、Aが甲動産の引渡しをするまで代金の支払を拒絶することを主張して行使しなければならない。

ウ. Aが、Bの同時履行の抗弁に対し、AとB間において代金支払の10日後に甲動産を引き渡す旨の合意をしたことを主張しても、再抗弁にならない。

エ. Aが、Bの同時履行の抗弁に対し、訴え提起前に到来した甲動産の引渡しの履行期に、甲動産の引渡しの準備をし、取りに来るようにBに電話で伝えたことを主張しても、再抗弁にならない。

オ. Bによる同時履行の抗弁の主張が認められる場合、Bは、Aに対し、Aから甲動産の引渡しを受けるのと引換えに代金を支払うべき旨が、判決主文に記載されなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第23問〕(配点：2)

履行遅滞による契約解除のための催告に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 25 ])

ア. 金銭債務の履行の催告においては、必ずしも金額を明示する必要はない。

イ. 催告に当たっては、債務者に対して、債務の履行を促し、履行がなければ解除する旨を通知することを要する。

ウ. 催告に当たり債権者が指定した履行の場所が不明確であったときは、この催告の効力が認められることはない。

エ. 賃貸人が、賃貸借契約の終了を原因とする賃貸借目的物の返還を請求しつつ、仮に賃貸借契約が存続しているとすれば一定額の賃料を支払うべき旨を催告しても、この催告は無効である。

オ. 履行すべき相当の期間を定めない催告も有効であり、催告の後、客観的に見て相当な期間を経過すれば解除権が発生する。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第24問〕(配点：2)

Aは、その所有する甲土地をBに売却する契約(以下「本契約」という。)を結び、BはAに手付を交付した。A又はBが手付により解除することができるかどうかに関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 26 ])

1. Aが解除する場合、Aが手付の倍額をBに提供しなくても、本契約を手付により解除する旨の通知がBに到達した時、解除の効果が発生する。

2. 甲土地は乙土地の一部であったが、Aが乙土地から甲土地を分筆する登記手続をしたときは、Bは、本契約を手付により解除することはできない。

3. Bが手付のほか内金をAに支払った後に、Bが本契約を手付により解除する場合、Bは、Aに対し内金の返還を請求することはできない。

4. Aが本契約を結んだ翌日、甲土地の売却代金を購入代金に充てる資金計画の下で、Cの所有する土地をCから購入する契約を結んだ場合、Bは、本契約を手付により解除することはできない。

〔第25問〕(配点：2)

借地借家法の適用を受ける不動産賃貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 27 ])

1. 期間の定めがない土地の賃貸借契約において、賃貸人は、1年前の解約申入れにより、契約を終了させることができる。
2. 当事者が土地の賃貸借契約を締結した後に、この契約を最初に更新する場合にあっては、その期間は更新の日から10年とされるが、当事者がこれより長い期間を定めることは妨げられない。
3. 期間の定めがある建物の賃貸借契約が法定更新された場合には、従前の契約と同一の条件及び期間で契約を更新したものとみなされる。
4. 期間の定めがない建物の賃貸借契約において、賃貸人は、正当の事由があるか否かにかかわらず、6か月前の解約申入れにより、契約を終了させることができる。
5. 期間の定めがある建物の賃貸借契約をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。

〔第26問〕(配点：2)

委任の終了に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 28 ])

- ア. 受任者の利益のためにもなされた委任において、委任者は、やむを得ない事由がなくても、委任者が委任を解除する権利自体を放棄したものと解されない事情があるときは、委任を解除することができる。
- イ. 委任は、受任者が破産手続開始の決定を受けたことによって終了するが、委任者が同決定を受けたことによって終了しない。
- ウ. 委任は、受任者が後見開始の審判を受けたことによって終了する。
- エ. 委任者の死亡によっても委任は終了しないという合意は、有効である。
- オ. 委任の終了事由は、相手方に通知しなければ、相手方がその事由を知っているか否かを問わず、これをもってその相手方に対抗することができない。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第27問〕(配点：2)

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 29 ])

- ア. 利益を受けたこと及び損失が発生したことについては、不当利得の返還請求をする者が主張立証しなければならない。
- イ. 金銭の交付によって生じた不当利得の利益が現存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張立証しなければならない。
- ウ. 建物賃借人Aとの間の請負契約に基づき、請負人Bが建物の修繕工事をした場合において、Aが請負代金を支払わないまま無資力になったときは、建物の所有者Cは、法律上の原因なくして利益を受けたことになる。
- エ. AがBから騙取した金銭によりAの債権者Cに対して債務を弁済した場合、Cが騙取の事実を知っていたかどうかにかかわらず、Cの金銭の取得には法律上の原因がある。
- オ. 不動産の共有者は、当該不動産を単独で占有することができる権原がないのに単独で占有している他の共有者に対し、持分割合に応じて賃料相当額の不当利得返還請求をすることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第28問〕(配点：2)

不法原因給付に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 30 ])

1. 不法原因給付というためには、当事者が給付の不法性を認識しているか又は認識の可能性があることが必要である。
2. 強行法規に違反してされた給付は、不法原因給付である。
3. 給付者に不法な原因がある場合には、受益者により大きい不法な原因があるときでも、給付者から受益者に対する給付物返還請求が認められることはない。
4. 登記された建物の所有者がその建物を不法な原因によって贈与し、引き渡した場合であっても、当該贈与契約に基づく所有権移転登記を経由していないときは、受贈者は贈与者からの当該建物の明渡請求を拒むことができない。
5. 不法な原因により給付したものを返還する合意が締結された場合でも、給付者は、受益者に対して給付したものの返還を求めることはできない。

〔第29問〕(配点：2)

不法行為による損害賠償債権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 31 ])

- ア. 不法行為による損害賠償債務は、不法行為の時に履行遅滞に陥る。  
イ. 交通事故による受傷の当時医学的に通常予想できなかった後遺症が後日生じた場合であっても、後遺症の治療費の損害賠償債権の消滅時効は、被害者又はその法定代理人が当該事故による傷害と加害者を知った時から起算される。  
ウ. 双方の過失に起因する同一の交通事故によって生じた物的損害についての損害賠償債権相互間において、いずれの側からも相殺することは許されない。  
エ. 不法行為による損害賠償債務の不履行に基づく遅延損害金債権は、遅延損害金債権が発生した時から10年間行使しないことにより、時効消滅する。  
オ. 不法行為による損害賠償債権の20年の期間制限については、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合であっても、加害行為の時から起算される。
1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第30問〕(配点：2)

事務管理に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 32 ], [ 33 ] 順不同)

1. 本人の意思に反していても事務管理が成立することがあり、その場合には、管理者は、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、本人のために支出した費用の償還を請求することができる。
2. 管理者は、その事務が終了した時に、本人に対して相当の額の報酬を請求することができる。
3. 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときを除き、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負う。
4. 管理者が本人の名でした法律行為の効果は、本人に帰属する。
5. 管理者は、その事務が終了した後は、本人に対して、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

〔第31問〕(配点：2)

離婚に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 34 ])

- ア. 夫婦の共有財産は、離婚の時から2年以内に分割しなければならない。
- イ. 婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、離婚後も婚姻中に称していた氏を続けて称するためには、離婚の時に届出をする必要がある。
- ウ. 夫婦に未成年の子がいる場合には、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項に関する協議が調わない限り、協議離婚はできない。
- エ. 財産分与に関する協議が調わなくても、協議離婚はできる。
- オ. 共同親権に服する子のいる父母が裁判上の離婚をする場合には、裁判所が父母の一方を親権者と定める。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第32問〕(配点：2)

後見に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 35 ], [ 36 ] 順不同)

1. 未成年者に対して親権を行う者がいないときは、家庭裁判所が職権で未成年後見人を選任する。
2. 家庭裁判所は、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、後見開始の審判をするときは、併せて成年後見人を選任する。
3. 後見人は、善良な管理者の注意をもって、被後見人の財産を管理する義務を負う。
4. 未成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、更に未成年後見人を追加して選任することができる。
5. 後見監督人がいない場合、後見人は、自己と被後見人との利益が相反する行為について、被後見人のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

〔第33問〕(配点：2)

相続の承認と放棄に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 37 ])

1. 共同相続人に強迫されて相続放棄をした場合は、放棄を取り消すことができるが、追認することができる時から6か月以内に家庭裁判所に申述して取り消さなくてはならない。
2. 熟慮期間中の相続人は、固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。
3. 相続人Aが相続放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合であっても、Bの承認後にAが相続財産を費消した場合には、Aは単純承認をしたものとみなされる。
4. 限定承認者は、相続債権者に弁済した後でなければ、受遺者に弁済することができない。
5. 相続人が数人あるときは、限定承認は、相続人全員が共同してしなくてはならない。

〔第34問〕(配点：2)

相続人が複数存在する場合における遺産分割前の遺産に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 38 ], [ 39 ] 順不同)

1. 遺産である貸金債権は相続人全員が共同してのみ行使することができる。
2. 不動産の引渡義務を相続した場合、いずれの相続人も当該不動産の引渡義務を負う。
3. 遺産である不動産を単独で占有する相続人に対して、他の相続人は、自己の持分の価額が過半数であることを理由に、その明渡しを請求することができる。
4. 遺産である不動産につき、各相続人は自己の持分を処分することはできない。
5. AとBが連帯して債務を負っており、Aが死亡した場合、Aの連帯債務はAの相続人間で当然に分割され、各相続人はその相続分に応じて承継し、その承継した範囲においてBとともに連帯債務者となる。

〔第35問〕(配点：2)

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は〔40〕,〔41〕順不同)

1. 遺留分権利者が数人あるときは、全員で共同して遺留分減殺請求権を行使する必要がある。
2. 遺留分減殺請求権は、相続の開始を知った時から1年以内に行使しなければ時効消滅する。
3. 判例によれば、共同相続人の1人に対する婚姻のための財産の贈与については、それが相続開始の1年前の日より前に行われた贈与であっても、特段の事情のない限り、他の共同相続人は遺留分減殺請求権を行使できる。
4. 遺留分権利者は、相続開始前には遺留分を放棄することができないが、相続開始後は遺留分を放棄できる。
5. 被相続人が全財産を第三者に遺贈し、相続人が被相続人の両親のみであった場合、両親の遺留分はそれぞれ6分の1である。

〔第36問〕(配点：4)

株式会社、合同会社及び民法上の組合(以下「会社等」という。)の比較に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。なお、「構成員」とは、株式会社にあつては株主を、合同会社にあつては社員を、民法上の組合にあつては組合員をそれぞれ指すものとし、また、各記述について、定款又は組合契約には特別の定めがないものとする。(解答欄は〔42〕,〔43〕順不同)

1. 「構成員は、出資の限度でのみ責任を負う。」という説明は、株式会社及び合同会社には当てはまるが、民法上の組合には当てはまらない。
2. 「会社等の常務は、その完了前に他の構成員が異議を述べない限り、各構成員が単独で行うことができる。」という説明は、株式会社、合同会社及び民法上の組合のいずれにも当てはまらない。
3. 「定款又は組合契約を変更するには、構成員の全員の同意が必要である。」という説明は、合同会社及び民法上の組合には当てはまるが、株式会社には当てはまらない。
4. 「構成員が1人になった場合であっても、会社等は存続することができる。」という説明は、株式会社には当てはまるが、合同会社及び民法上の組合には当てはまらない。

〔第37問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述のうち、株式会社は定款所定の目的の範囲内でのみ権利能力を有するという考え方に対する批判として、ふさわしくないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は〔44〕)

- ア. 株式会社が新規の事業を行うためには、その都度定款変更が必要となって煩雑である。
- イ. 株式会社の目的は登記されるが、取引相手方が取引のたびに会社の目的を確認することを期待することはできない。
- ウ. 株式会社は、ある取引が会社に有利な場合にはその無効を主張せず、会社に不利な場合に目的の範囲外のものであるという理由をもってその無効を主張することができることとなり、不都合である。
- エ. 取締役には過大な責任を負わせることとなって酷である。
- オ. 取引相手方がある行為が目的の範囲内のものであるかどうかを的確に判断することは困難である。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第38問〕(配点：2)

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 45 ])

- ア. 募集設立の場合、発起人は、自ら株式を引き受けてはならず、株主の募集を行って申込人に株式を割り当てなければならない。
- イ. 設立する会社が会社法上の公開会社である場合には、設立に際して発行可能株式総数の4分の1以上の株式を発行しなければならないが、設立する会社が会社法上の公開会社でない場合には、この限りではない。
- ウ. 判例によれば、定款に記載しないで行われた財産引受けは、特段の事情のない限り無効であるが、会社がこれを追認すればさかのぼって有効となる。
- エ. 設立時募集株式の引受人は、会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会において議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張することはできない。
- オ. 会社の設立の登記があっても、定款の絶対的記載又は記録事項が欠けている場合や定款の認証がない場合には、瑕疵が重大であるため、会社は不存在となり、誰でもいつでも会社が存在しないことを主張することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第39問〕(配点：2)

募集株式の発行に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 46 ])

- ア. 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が募集株式を発行する場合には、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるときであって、かつ、定款に決定機関を取締役会とする定めがあるときを除き、株主総会の特別決議を要する。
- イ. 株式会社が、株主割当ての方法で募集株式の発行をしようとしている場合において、割当ての基準日を設けるときは、基準日に株主名簿に記載され、又は記録されている株主に割当てを受ける権利が与えられることになり、株券発行会社にあつては、その旨の公告が原則として必要になるが、各株主に個々に通知をすれば、それをもって当該公告に代えることができる。
- ウ. 募集株式の引受人が会社に対する債権を有する場合であっても、出資の履行義務について、当該引受人側から当該債権を自働債権とする相殺を主張することはできない。
- エ. 募集事項として募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期日が定められている場合において、当該期日に出資の履行をしなかった募集株式の引受人は、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を法律上当然に失うものではない。
- オ. 新株発行不存在確認の訴えについては、出訴期間の制限はない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第40問〕(配点：2)

単元株に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 47 ])

- ア. 単元株制度を廃止する旨の定款変更は、株主総会決議によらないで行うことができる。
- イ. 株主は、単元未満株式について、議決権を行使することはできないが、株主提案権を行使することはできる。
- ウ. 株主は、単元未満株式について、定款に定めがあるときに限り、会社に対してその買取りを請求することができる。
- エ. 株主は、単元未満株式について、定款に定めがあるときに限り、会社に対して自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。
- オ. 種類株式発行会社において単元株制度を採用するときは、各種類株式に係る単元株式数は、同じ数でなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第41問〕(配点：2)

株式会社(清算株式会社を除く。)における機関設計に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 48 ])

- 1. 株式会社には、取締役を必ず置かなければならない。
- 2. 会社法上の公開会社には、取締役会を必ず置かなければならない。
- 3. 取締役会を置いた場合には、監査役又は委員会(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)のいずれかを必ず置かなければならない。
- 4. 取締役会を置かない場合には、監査役会及び委員会のいずれも置くことができない。
- 5. 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。

〔第42問〕(配点：2)

取締役会設置会社の取締役に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 49 ])

- ア. 委員会設置会社の取締役の確定した額の金銭による報酬については、報酬委員会において個人別の額を決定しなければならない。
- イ. 取締役が取締役会の承認を受けずに競業取引を行った場合には、当該取引は無効であるが、当該取引の相手方が取締役会の承認を受けていないことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社は、無効であることを当該相手方に対抗することができない。
- ウ. 取締役が株主の権利行使に関して利益を供与した場合には、当該取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したとしてもなお、供与した利益の価額に相当する額を会社に対し支払う義務を負う。
- エ. 取締役が自己のために株式会社と取引をし、それによって当該株式会社に損害が生じた場合には、当該取締役は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明することにより、当該取引に係る任務懈怠責任を免れることができる。
- オ. 会社が取締役に対して訴えを提起する場合には、監査役設置会社であるか否かを問わず、被告となる取締役以外の取締役が会社を代表する。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第43問〕(配点：2)

一定の法定期間内本店に備え置かれなければならない次のアからオまでのもののうち、それらが書面をもって作成されている場合において、法定の備置期間内における営業時間内に、裁判所の許

可を得ることなく、株主及び会社債権者が当該書面又はその写しの閲覧請求権を行使することができるものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。( 解答欄は、[ 50 ])

ア. 書面による議決権行使として会社に提出された議決権行使書面

イ. 株主総会議事録

ウ. 取締役会議事録

エ. 委員会設置会社における各委員会の議事録

オ. 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第44問〕( 配点：2 )

株式会社の監査役に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。( 解答欄は、[ 51 ])

ア. 監査役の選任決議について、累積投票の制度が認められる。

イ. 監査役は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う株主総会決議で解任される。

ウ. 会社は、定款の定めにより、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対する責任について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、当該社外監査役と締結することができる。

エ. 監査役設置会社の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、当該監査役設置会社の子会社の業務及び財産の状況を調査することができるが、当該子会社は、正当な理由があるときは、その調査を拒むことができる。

オ. 会社は、定款の定めにより、当該会社の監査役の任期を、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることができる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第45問〕( 配点：2 )

株式会社の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。( 解答欄は、[ 52 ])

ア. 株式会社は、その純資産額が 300 万円を下回る場合には、株主に対し、剰余金の配当をすることができない。

イ. 株式の無償割当てにより株式が発行された場合には、新たに資本金は計上されない。

ウ. 剰余金の分配の財源とするために資本準備金の額を減少することはできない。

エ. 資本準備金の額の減少をする場合において、減少する資本準備金の額の全部を資本金とするときは、債権者保護手続を経ることを要しない。

オ. 取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議により、その他資本剰余金の額を減少して資本準備金の額を増額することができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第46問〕(配点：2)

会社法第429条第1項に基づく取締役の第三者に対する責任に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 53 ])

1. 辞任後も辞任の登記が未了であることによりその者がなお取締役であると信じて会社と取引をした第三者に対し、辞任した取締役は、登記申請権者である当該会社の代表者に対し辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることについて黙示に承諾をしていた場合には、責任を負う。
2. 取締役の第三者に対する責任が発生するためには、第三者に対する加害についての悪意又は重過失が要件となる。
3. 取締役の第三者に対する責任は会社法の定める法定責任であるから、その遅延損害金の利率は年6分である。
4. 取締役の第三者に対する責任は不法行為責任ではないから、賠償すべき損害額を算定するに当たり、第三者に過失があったとしても、過失相殺をすることはできない。
5. 取締役が悪意又は重大な過失となる放漫経営をし、当該放漫経営により倒産した会社に対する債権を回収することができなくなる損害を被った会社債権者は、当該取締役の責任を追及することができる。

〔第47問〕(配点：2)

株式会社を存続会社及び消滅会社とする吸収合併に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 54 ])

1. 反対株主として株式買取請求をした株主は、その後いつでも自由にその請求を撤回することができる。
2. 反対株主として株式買取請求をすることができる者は、合併についての株主総会決議につき議決権を行使することができる株主に限られない。
3. 合併により消滅会社の権利義務は存続会社に包括的に承継されるので、消滅会社が発行していた新株予約権を、存続会社が承継しないものとするとはできない。
4. 吸収合併の効力は、合併の登記の日に生ずる。
5. 合併当事者の一方が特別支配会社であるいわゆる略式合併において、合併についての株主総会決議が不要とされる会社の株主の一定数が異議を申し出た場合には、株主総会決議を不要とすることはできない。

〔第48問〕(配点：2)

株主総会における瑕疵ある決議についての訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 55 ])

- ア. 株主総会決議無効確認の訴えは、決議の内容が法令又は定款に違反する場合に、提起することができる。
- イ. 株主総会決議取消しの訴えが適法に提起された後に原告である株主につき相続があった場合には、その相続人が原告の地位を承継する。
- ウ. 計算書類承認の株主総会決議の取消訴訟の係属中に、翌期以後の計算書類が承認された場合であっても、原告が勝訴すれば決議がさかのぼって無効になることから、その後にその議案につき再決議がされたなどの特別の事情のない限り、訴えの利益は失われない。
- エ. 取締役選任の株主総会決議の取消訴訟において、当該決議により選任された取締役は、被告である会社の共同訴訟人として共同訴訟参加をすることはできないが、当該会社を補助するため共同訴訟的補助参加をすることはできる。

オ. 株主総会決議の無効確認訴訟においては、裁判所は、法令違反の事実が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼさないと認められるときは、請求を棄却することができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第49問〕(配点：2)

商業登記に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 56 ])

1. 一種又は数種の営業を許可された未成年者が営業を行う場合には、登記をしなければならない。
2. 小商人には商業登記の規定が適用されない。
3. 商号は一定の場合に譲渡することができ、その場合における譲渡の効力は当事者間の契約により生ずるが、当該譲渡を第三者に対抗するには、登記が必要である。
4. 営業譲渡がされ、譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、譲渡人の当該営業によって生じた債務を引き受けなかった譲受人も、営業譲渡後遅滞なく譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記しない限り、当該債務を弁済する責任を免れることができない。
5. 複数の支配人が代理権を共同で行使すべき旨の制限を設けたとしても、それを登記することはできない。

〔第50問〕(配点：2)

A株式会社がB信用金庫の組合員である場合についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 57 ])

- ア. B信用金庫がA株式会社に対し事業資金を融資するために消費貸借契約を締結した場合においては、B信用金庫のA株式会社に対する元金支払請求権の消滅時効期間は5年である。
- イ. B信用金庫がA株式会社に対し事業資金を融資するために消費貸借契約を締結した場合において、B信用金庫に対するA株式会社の債務を商人でないC(自然人)が保証した場合には、当該保証は連帯保証となる。
- ウ. B信用金庫がA株式会社から第三者振出しの約束手形の取立委任を受けて占有しているときは、B信用金庫は、B信用金庫がA株式会社に対し事業資金を融資するために締結した消費貸借契約に基づくA株式会社に対する元金支払請求権を被担保債権として、この約束手形について商事留置権を有する。
- エ. B信用金庫は、営業的商行為としての銀行取引を営業としてする者であるから、商人である。
- オ. B信用金庫とA株式会社との間に当座勘定取引が行われているときは、当該取引は商法にいう交互計算契約に該当し、いわゆる交互計算不可分の原則の適用がある。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第51問〕(配点：2)

Aの販売する商品をBが買い付けるに当たりCが関与する法的形態についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 58 ])

- ア. CがAから販売委託を受けた問屋である場合には、売買契約はA・B間に成立する。
- イ. CがAから委託を受けた仲立人である場合には、売買契約はC・B間に成立する。
- ウ. 判例によれば、Bにとって買付けが商行為である場合には、CがBから商品買付けの契約締結代理権を付与されていたが、CがAに対してBを代理して契約を締結する旨を表示しなかったときであっても、売買契約はA・B間に成立し、A・C間に契約が成立することはない。
- エ. CがAから委託を受けた媒介代理商である場合には、売買契約はA・B間に成立する。
- オ. CがAから委託を受けた締約代理商であり、その旨をBに明示して契約する場合には、売買契約はA・B間に成立する。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第52問〕(配点：2)

約束手形に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 59 ])

- ア. 確定日払の約束手形の所持人は、支払をすべき日に支払のために適法に当該手形を呈示しなければ、裏書人に対する遡求権を失う。
- イ. 約束手形の振出人は、満期前にあっては、所持人からの約束手形金の支払を拒むことができる。
- ウ. 約束手形の振出しについて手形要件が満たされず、振出しが無効である場合には、当該手形にされた裏書も無効となる。
- エ. 約束手形は、一覧払でも振り出すことができる。
- オ. 判例によれば、満期が白地の約束手形が振り出された場合において、白地が補充されないまま補充権を行使し得べき時から3年が経過したときは、白地補充権は時効により消滅する。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第53問〕(配点：2)

XとYとの間の売買代金の支払のため、Yを振出人とし、Xを受取人とする約束手形が振り出され、満期後、XがYに対する約束手形金請求の手形訴訟を提起した。その訴状の請求原因の項には、第1項「被告Yは、別紙手形目録記載の約束手形1通を振り出した。」、第2項「原告Xは、前項の手形を所持している。」との記載があり、第1回口頭弁論期日において、Xは、これを陳述した。この場合におけるX及びYの主張に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 60 ])

- ア. Xの手形金請求が認容されるためには、Xは、更にX・Y間の売買契約の成立及びその代金支払のため約束手形が振り出された旨を請求原因として主張しなければならない。
- イ. Xの手形金請求が認容されるためには、Xは、更に手形の満期に支払場所で呈示をした旨を請求原因として主張することを要しない。
- ウ. Xは、訴状記載の請求原因の主張で、手形満期日から支払済みまでの手形法所定年6分の割合による利息の支払も請求することができる。
- エ. Yは、この手形訴訟において、Xの債務不履行に基づく売買契約の解除の抗弁を主張することができない。
- オ. 別紙手形目録の記載上、振出日欄が空欄であるときは、Xの手形金請求は認容されない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第54問〕(配点：2)

夫婦の同居を命じる審判に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 61],[ 62]順不同)

1. 夫婦の同居を命じる審判は、判例によれば、同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定めるものとして、本質的に非訟事件の裁判である。
2. 夫婦の同居を命じる審判の手続は、非公開である。
3. 夫婦の同居を命じる審判の手続においては、職権探知主義により審理が行われる。
4. 判例によれば、同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める夫婦の同居を命じる審判の確定後は、もはや訴えにより同居義務自体の不存在の確認を求めることはできない。
5. 同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める夫婦の同居を命じる審判が確定すれば、強制執行によってその内容を実現することができる。

〔第55問〕(配点：2)

売買契約書中に、当該契約に関する紛争についてA裁判所に専属管轄があると定める合意管轄条項がある場合の訴えに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 63],[ 64]順不同)

1. 訴えがB裁判所に提起され、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をした場合であっても、B裁判所は、当該訴訟をA裁判所に移送しなければならない。
2. 訴えがA裁判所に提起された場合であっても、事件の証人が法定管轄のあるB裁判所の管轄区域内に集中しており、訴訟の著しい遅滞を避ける必要があると認めるときには、A裁判所は、当該訴訟をB裁判所に移送することができる。
3. 債権者代位権に基づいて、売主の債権者が買主に対して売買代金の支払を求める訴えを提起する場合、売主の債権者に対しても管轄の合意の効力が及ぶ。
4. 買主の債務不履行のため売主が売買契約を解除した場合には、解除により管轄の合意の効力も失われるので、売主は、解除を理由とする目的物の返還を求める訴えを法定管轄のあるB裁判所に提起することができる。
5. 未成年者があらかじめ法定代理人の同意を得た上で売買契約を締結した場合には、管轄の合意は有効であり、法定代理人による追認の対象とはならない。

〔第56問〕(配点：2)

責問権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は,[ 65])

- ア. 裁判官が代わった場合において、従前の口頭弁論の結果が陳述されなかったときでも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- イ. 宣誓を必要とする証人を宣誓させずに証人尋問を行った場合でも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- ウ. 証人として尋問すべき者を当事者本人として尋問した場合でも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- エ. 訴えの変更が書面によらないでされ、又は訴えの変更の書面が被告に送達されなかった場合、その違反は、被告の責問権の喪失によって治癒されるものではない。
- オ. 人事訴訟において、対審の公開停止のための要件がないにもかかわらず、公開を停止した場合、その違反は、当事者の責問権の喪失によって治癒されるものではない。
1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第57問〕(配点：2)

上告審に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 66 ])

ア. 上告裁判所は、当事者適格の有無を判断するに当たり、原判決において適法に確定した事実拘束される。

イ. 最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受審することができる。

ウ. 上告裁判所は、上告を理由があると認める場合、口頭弁論を開かなければならない。

エ. 最高裁判所への上告の提起は、上告状を最高裁判所に提出してしなければならない。

オ. 判例によれば、上告裁判所によって破棄差戻しがされた後の原審が、差戻し前の原判決と同一の認定事実の下で、破棄理由で誤りとされた法律の見解とは別個の法律の見解に立って、差戻し前の原判決と同一の結論の判決をすることは、破棄判決の拘束力に違反しない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第58問〕(配点：3)

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 67 ])

ア. AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において、BがAに対する貸金債権の一部をもって相殺する旨の抗弁を主張したところ、自働債権の成立が認められず、請求を認容する判決が確定した。その後、Bが同一の貸金債権のうち相殺をもって対抗した額を超える部分について訴えを提起して、その支払を請求することは、前訴判決の既判力により妨げられる。

イ. AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において敗訴判決を受けたBが、請求異議訴訟において、Aに対する貸金債権による相殺を主張したところ、自働債権の存在が認められず、請求を棄却する判決が確定した。その後、Bが同一の貸金債権について訴えの提起をして、その支払を請求することは、請求異議訴訟における判決の既判力により妨げられない。

ウ. AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において、BがAに対する貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張している場合、AがBに対する請負代金債権をもって当該貸金債権と訴訟上相殺する旨の再抗弁を主張することは許される。

エ. BのAに対する貸金債権の支払を求める訴訟において、Bの訴えを却下する判決が確定した後、AのBに対する売買代金の支払を求める訴訟において、Bが前訴と同一の貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張することは、前訴判決の既判力により妨げられない。

オ. BのAに対する貸金債権の支払を求める訴訟の係属中に、AのBに対する売買代金の支払を求める別訴が提起された場合、当該別訴において、Bが同一の貸金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張することは許されない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第59問〕(配点：2)

同一の訴訟手続において複数の請求を審判対象とする場合に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 68 ], [ 69 ] 順不同)

1. 同一の相手方に対し、貸金債権と、それとは無関係に成立した売買代金債権とを有する者は、当初から一の訴えでこれらの貸金の返還及び売買代金の支払を求めることができる。

2. 訴えの変更及び反訴の提起は、攻撃防御方法の提出ではないので、訴訟手続を著しく遅滞させることになることを理由に不適法とされることはない。

3. 被告が訴えの変更に同意した場合、判例によれば、当該訴えの変更は、請求の基礎の同一性がないことを理由に不適法とされることはない。

4. 売買代金請求に加え、売買が無効と判断される場合に備えて売買の目的物の返還請求を予備的に併合する訴訟において、裁判所が売買代金請求を認容するときは、目的物返還請求を棄却する必要はない。
5. 判例によれば、主位的請求を棄却し、予備的請求を認容した第一審判決に対して、被告のみが控訴し、原告が控訴も附帯控訴もしなかった場合でも、主位的請求に関する部分も控訴審の審判対象となる。

〔第60問〕(配点：2)

訴えの取下げに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 70 ], [ 71 ] 順不同)

1. 処分権主義が制限される人事訴訟においては、訴えの取下げは許されない。
2. 被告が訴えの却下を求めて準備書面を提出した後に原告が訴えの取下げをしたときは、被告の同意を得なければ、取下げの効力を生じない。
3. 契約の相手方の代理人の代理権が否定される場合に備えて、原告が相手方本人とその代理人を共同被告として訴えを提起し、同時審判の申出をした場合でも、一方に対する訴えのみを取り下げることができる。
4. 控訴審の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、その後、1か月以内に期日指定の申立てもしなかったときは、第一審原告が訴えを取り下げたものとみなされる。
5. 第一審で勝訴した原告が控訴審で訴えを取り下げたときは、同一の訴えを再び提起することはできないが、取下げ後にその訴えの提起を必要とする新たな事情が生じた場合は、再訴が許されることがある。

〔第61問〕(配点：2)

YはAに建物新築工事を注文した。Aはこれを請け負い、同建物の左官工事についてはXがAから下請けした。建物は完成してYに引き渡されたものの、AのYに対する請負代金債権(以下「甲債権」という。)についても、XのAに対する下請工事代金債権(以下「乙債権」という。)についても弁済がなされないまま、Aが経営に行き詰まり、無資力となった。そこで、Xは、Aから乙債権について弁済を受けられないとして、債権者代位権に基づき、Yを被告として甲債権について支払を求める訴えを提起した。この訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 72 ], [ 73 ] 順不同)

1. Yは、YがXに対して有する債権をもって甲債権と相殺すると主張し、そのことをXの請求に対する抗弁とすることはできない。
2. 判例によれば、Xが債権者代位権の行使に着手した事実をAに通知するか又はAがこれを了知した後でも、Aは当事者適格を失わず、Xの共同訴訟人として本件訴訟に共同訴訟参加をすることができる。
3. 乙債権が全額支払済みであることが明らかになった場合、裁判所は、Xの請求を棄却しなければならない。
4. 判例によれば、Aが、Xに対しては乙債権の弁済を理由にその不存在の確認を求め、Yに対しては甲債権についての支払を求めて、本件訴訟に独立当事者参加をすることは、重複起訴禁止の趣旨に照らして許されない。
5. 乙債権が第三者弁済によって消滅していたが、そのことが明らかにならないまま甲債権が存在しないとしてXの請求を棄却する判決が確定した。その後、上記の第三者弁済の事実が明らかになったときは、Aは、前訴判決の既判力に妨げられることなく、Yに対して訴えを提起して甲債権についての支払を請求することができる。

〔第62問〕(配点：2)

訴訟能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 74 ])

- ア. 訴訟能力を欠く者がした訴訟行為は、これを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
- イ. 訴状を送達したところ被告に訴訟能力が欠けていることが明らかになったときは、裁判所は、期間を定めてその補正を命じなければならない。
- ウ. 原告に訴訟能力が欠けていることを理由とする訴え却下判決に対して原告が控訴した場合において、控訴裁判所が訴訟能力が欠けているとの判断に達したときは、訴訟能力を欠く者のした控訴であるから、同裁判所は、控訴を不適法なものとして却下しなければならない。
- エ. 原告に訴訟能力が欠けていることを理由とする訴え却下判決に対して原告が控訴した場合において、控訴裁判所が訴訟能力があるとの判断に達したときは、同裁判所は、第一審判決を取り消して、自ら本案について判決をしなければならない。
- オ. 第一審において、被告に訴訟能力が欠けていることを看過して請求棄却判決が言い渡された場合には、勝訴している被告の法定代理人は、本人に訴訟能力がないことを理由として控訴することはできない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第63問〕(配点：2)

当事者のした自白の効力に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 75 ])

- 1. 株主X1が提起した取締役Yの責任を追及する訴訟に株主X2が共同訴訟参加をした場合において、X1がYの主張した抗弁事実について自白をしたとき、この事実をX2が争えば、X1の自白はその効力を生ずることはない。
- 2. XがYを被告として提起した土地の所有権確認及び明渡しを求める訴訟の係属中、Zが、XとYとを共同被告として同一土地の所有権確認及び明渡しを求めて別訴を提起したところ、これらすべての訴訟手続の口頭弁論が併合された。この場合において、Xの主張した請求原因事実についてYが自白をしたとき、この事実をZが争えば、Yの自白はその効力を生ずることはない。
- 3. XがYを被告として提起した保証債務の履行を求める訴訟の係属中、この訴訟に主債務者Zが補助参加した場合において、Yが主債務の発生原因事実について自白をしたとき、この事実をZが争えば、Yの自白はその効力を生ずることはない。
- 4. Xは、土地の所有者Y1と占有者Y2とを共同被告として提起した土地工作物責任に基づく損害賠償請求訴訟において、同時審判の申出をした。この場合において、Y1がXの主張した請求原因事実について自白をしたとき、この事実をY2が争えば、Y1の自白はその効力を生ずることはない。

〔第64問〕(配点：2)

証拠に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 76 ], [ 77 ] 順不同)

- 1. 厳格な証明においては、要証事実について高度の蓋然性をもって証明する必要があるが、自由な証明においては、厳格な証明よりも低い証明度で足りる。
- 2. 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。
- 3. 第三者が所持する文書については、文書提出命令の申立てをすることはできないが、文書送付の囑託を申し立てることができる。

4. 証拠保全の申立てを認める決定に対しては不服申立てをすることができないが、却下する決定に対しては抗告をすることができる。
5. 原告となろうとする者は、被告となるべき者が所持する文書について、特に必要がある場合に限って、訴え提起前の証拠収集の処分として、裁判所に対して文書提出命令を申し立てることができる。

〔第65問〕(配点：2)

当事者本人等の尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。

(解答欄は、[ 78 ], [ 79 ] 順不同)

1. 当事者本人を尋問する場合において、その当事者本人が正当な理由なく出頭しないときは、勾引することができる。
2. 当事者本人の法定代理人を尋問するときは、当事者本人の尋問に関する規定に従って行われる。
3. 当事者本人を尋問する場合において、当事者本人が正当な理由なく宣誓を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
4. 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず当事者本人を先に尋問する。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず証人の尋問をすることができる。
5. 当事者は、自己の当事者本人の尋問を申し立てることができるが、相手方当事者本人の尋問を申し立てることはできない。

〔第66問〕(配点：2)

訴状に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 80 ])

1. 自然人を被告とする場合、通常は氏名と住所を訴状に記載して被告を特定するが、特定し得るのであれば、氏名の代わりに通称名を用いることができる。
2. 損害賠償請求訴訟については、損害額の算定が容易でない場合があるから、請求の趣旨に具体的金額を記載することに代え、裁判所が相当と認める金額の支払を求める旨の記載をすることができる。
3. 貸金返還請求訴訟の訴状に、弁済期の合意や弁済期の到来の事実の記載がなくても、契約当事者、貸付日及び貸付金額を記載することによって請求が特定されれば、補正を命じた上での訴状却下命令をすることはできない。
4. 簡易裁判所に対する訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。
5. 訴状には、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

〔第67問〕(配点：2)

訴訟手続の中断に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。なお、1から4までの各記述においては、原告、被告とも訴訟代理人を選任していなかったものとする。(解答欄は、[ 81 ], [ 82 ] 順不同)

1. 土地所有者Xが、土地上の建物を共有して土地を占有しているY 1及びY 2に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y 1が訴訟係属中に死亡した場合、X Y 1間の訴訟手続は中断するが、X Y 2間の訴訟手続は中断しない。
2. 土地所有者Xが、土地上の建物を所有して土地を占有しているYに対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Yが訴訟係属中に当該建物をZに譲渡した場合、訴訟手続は中断する。
3. 土地所有者Xが、土地上の建物を所有して土地を占有しているY株式会社に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y社が訴訟係属中に別の株式会社と合併し、新設会社Z株式会社を設立した場合、訴訟手続は中断しない。
4. 土地所有者Xが、土地上の建物を所有して土地を占有しているY株式会社に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y社の唯一の代表取締役が訴訟係属中に死亡した場合、訴訟手続は中断する。
5. 土地所有者Xが、土地上の建物を所有して土地を占有しているYに対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Yが訴訟代理人を選任して応訴していたところ、当該訴訟代理人が死亡した場合、新たな訴訟代理人が選任されるまで訴訟手続は中断する。

〔第68問〕(配点：3)

判決の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 83 ])

- ア. Xが、甲土地をYから買い受けたとして、Yを被告とする所有権確認請求訴訟を提起し、Xの敗訴判決が確定した後、Xが再びYを被告として甲土地について所有権確認を求める訴えを提起し、前訴の口頭弁論終結前に甲土地を所有者であるZから相続により取得していたと主張することは、既判力により妨げられない。
- イ. XのYに対する乙土地の所有権確認請求訴訟において、Xから乙土地を譲り受けたとするZが乙土地の所有権を有するものとして独立当事者参加をしてきたため、XがY及びZの同意を得て訴訟から脱退したときは、確定判決の効力はXに及ばない。
- ウ. XのYに対する自動車引渡請求訴訟において、Xの勝訴判決が確定した場合には、Yからの依頼を受けて自動車を保管しているZについては、請求の目的物の所持者として、XとYとの間の確定判決の効力が及ぶ。
- エ. XのYに対する保証債務履行請求訴訟において、主債務者ZがYを補助するため当該訴訟に参加したものの、Zが補助参加した時点においては、既に主債務はZの弁済により消滅した旨のYの主張が時機に後れた防御方法であるとして却下されていたため、自己の弁済の主張をZができないまま、Yの敗訴判決が確定した。この場合、Zは、Yからの求償訴訟において、Zには前訴の判決の効力が及ばないとして、自己の弁済を主張することができる。
- オ. Y株式会社の株主Xが、Y株式会社の設立無効の訴えを提起し、その訴訟においてXの勝訴判決が確定したとしても、X Y間の訴訟に参加していなかった他の株主Zには確定判決の効力は及ばない。
1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第69問〕(配点：2)

Xは、Yと婚姻関係にあるが、Yの不貞行為を原因として、離婚の訴えを提起した。この事案に

関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 84],[ 85] 順不同)

1. Yが口頭弁論において、Xが主張した不貞行為の事実の存在を認めた場合であっても、裁判所は、証拠調べの結果、不貞行為の事実の存在は認められないとの判断をすることができる。
2. Yが成年被後見人であり、Xが成年後見人に選任されているときは、Yは、意思能力を有していても、特別代理人又は成年後見監督人によらなければ、訴訟行為をすることができない。
3. Yの不貞行為の事実については、裁判所は、職権で証拠を収集してその有無を認定すべきであり、当該事実が真偽不明であるという状況は生じないので、証明責任が働くことはない。
4. XとYは、訴訟上の和解により離婚をすることができる。
5. Xの請求を認容する判決と、これを棄却する判決とは、いずれも形成判決である。

[第70問](配点:4)

Xは、「甲建物は、かつてAが所有していたが、同人が死亡し、同人の子で唯一の相続人であるXが相続した。しかるに、Yは何らの権原もなく、同建物を占有している。」と主張し、同建物の所有権に基づいて、Yに対して、同建物の明渡しを求める訴えを提起した。この事案に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 86],[ 87] 順不同)

1. Yは、「Xが甲建物を所有していることは否認する。元所有者のAは、生前Yに甲建物を売却した。」と主張した。裁判所は、証拠調べの結果、AはYではなく、Bに同建物を売却したと認めた場合でも、Bへの売買がされているのでXは同建物を所有していないとの理由で、Xの請求を棄却することはできない。
2. Yは、「元所有者のAは、生前Yに甲建物を賃貸し、同建物を引き渡した。」と主張した。Xは、このYの主張を否認し、「AはYに、甲建物を、期間の定めなくYの居住のため無償で利用させる旨約束して、これを引き渡したが、Yの居住の目的に従った使用収益をするのに足りる期間は経過した。」と主張した。Yは、このXの主張を全部否認した。裁判所は、証拠調べの結果、A Y間において使用貸借契約が成立したが、Xの主張する期間の経過は認められないと判断した場合、Yの使用借権の存在を理由として、Xの請求を棄却することができる。
3. Yは、「Xが甲建物を所有していることは認めるが、Xは、元所有者のCから買い受けたものである。Xは、Yに同建物を賃貸し、引き渡した。」と主張した。裁判所は、証拠調べの結果、Xは、同建物を元所有者のCから買い受けたものであり、Aから相続したのではないと認められた場合には、X Y間の建物賃貸借が認められないと判断したときでも、Xの請求を認容することはできない。
4. Yは、「XがAから甲建物を相続したことは認めるが、Xは、Dに対して同建物を売却し、YはDから同建物を買い受けた。」と主張した。裁判所は、証拠調べの結果、XがDに対して同建物を売却したことは認められるが、DからYへの売却については認められないと判断した場合には、Xの請求を棄却することはできない。